

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置対応等のご案内

(令和2年6月現在)

項目	契約更新と保険料払込(特別措置対応)	保険期間の自動延長(特別措置対応)	「入院」の特別取扱い								
対象となる制度	<ul style="list-style-type: none"> ・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総） ・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総） ・学研災付帯海外留学保険（付帯海学） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学研災付帯海外留学保険（付帯海学） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）に付帯される医療費用補償特約 ・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）に付帯される医療費用補償特約 ・学研災付帯海外留学保険（付帯海学）に付帯される治療・救援費用保険金 								
特別措置の内容	<p>■契約(加入)の更新手続きについて 下表に記載の特別措置の開始日から9月末日までに満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、特別措置の開始日から9月末日までに手続きが終了すれば、契約が更新されたものとして取り扱いたします。</p> <p>■保険料の払込について 下表に記載の特別措置の開始日から9月末日までにお支払いいただくべき特別措置の開始日前に締結された新規契約・更新契約・契約内容変更に係る保険料、および、特別措置の開始日後に締結された更新契約に係る保険料につきましては、特別措置の開始日から9月末日を限度にその払込を延期することができます。</p> <p><契約の更新手続き、保険料の払込の猶予></p> <table border="1" data-bbox="495 1238 987 1378"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>特別措置の開始日</th> <th>更新手続き猶予</th> <th>保険料支払猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の限定は行いません</td> <td>令和2年3月13日</td> <td>令和2年9月末日まで</td> <td>令和2年9月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	特別措置の開始日	更新手続き猶予	保険料支払猶予	地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで	<p>■4月6日以降9月末日までに保険責任期間終了を迎える契約（加入）で、被保険者が特別措置[※]の対象者に該当し、保険期間終了までに帰宅できない場合、帰宅が可能となるまでの間、保険期間を自動延長します。</p> <p>※特別措置を適用する対象者は次のとおりです。特別措置適用のお申し出をいただいた方であれば地域の限定はしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該感染症による影響を受けた^(※1)保険契約者（加入者） ②当該感染症による影響を受け、通常業務が困難になった代理店・研修生の取扱う保険契約者(加入者) ③当該感染症への対応のために派遣された医療従事者等 ④その他保険会社が適用妥当と判断するもの <p>(※1)「感染症による影響を受けた」とは、「当該感染症に罹患した」といった直接的な影響だけではなく、以下の場合等により、通常の契約手続きが困難といった場合（間接的な影響を受けた場合）も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑義（罹患者との濃厚接触）に伴う自宅待機 ・感染防止を目的とした「政府による外出の制限」「お客様からの対面自粛の申し出」「代理店の休業や業務縮小、対面募集の自粛」 	<p>■「入院」につきまして、約款上は「病院または診療所に入り、医師等の管理下で治療に専念すること」を要件としておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）または自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱い、入院保険金等をお支払いいたします^(※2)。</p> <p>(※2)医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。</p>
対象地域	特別措置の開始日	更新手続き猶予	保険料支払猶予								
地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで								